

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について

令和6年4月からの年金額および令和6年6月定期支給期からの支払額は、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」でお知らせします(以下の見本のとおり)。

「年金額改定通知書」…… 令和6年4月からの年金額などを記載しています。

「年金支払通知書」…… 令和6年6月定期支給期からの支払額などを記載しています。

なお、今後年金額や年金支給額が変更になった場合は、その都度、所定の通知書によりお知らせします。

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の記載例

これは見本です。		年 金 額 改 定 通 知 書				令和6年6月〇〇日
令和6年4月以降の年金額について、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。						
ネンキン タロウ 様		基礎年金番号 1234-*****		国家公務員共済組合連合会理事長 印		
年金の種類	年金証書記号番号	期間	年金額	支給停止額	年金支給額	備考
老齢厚生年金	A-10-00-123456-7	令和6年4月から	1,252,500 円	0 円	1,252,500 円	
退職共済年金	A-11-00-123456-7	令和6年4月から	249,243 円	0 円	249,243 円	
遺族厚生年金	A-30-00-123456-7	令和6年4月から	882,250 円	882,250 円	0 円	供給調整
遺族共済年金	A-31-00-123456-7	令和6年4月から	175,567 円	175,567 円	0 円	供給調整
①			②		③	④
年 金 支 払 通 知 書						
令和6年6月定期支給期から、下記の金額が支払われますのでお知らせします。						
ネンキン タロウ 様		基礎年金番号 1234-*****		払渡金融機関 チヨダ クダン		
令和6年6月定期支給期(令和6年6月14日)以降にお支払いする金額				250,290 円		
内訳は以下のとおりです。						
⑤ 支払額	課税の対象となる年金		非課税の年金		合計	
	250,290 円				250,290 円	
内訳	老齢厚生年金	208,750 円				
	退職共済年金	41,540 円				
⑥ 介護保険料			0 円		0 円	
⑦ 国保・後期高齢者保険料			0 円		0 円	
⑧ 退職一時金返還額	0 円		0 円		0 円	
⑨ 所得税額および復興特別所得税額	0 円				0 円	
⑩ 個人住民税額			0 円		0 円	
⑪ 控除額			0 円		0 円	
					⑫ 差引支払額	250,290 円
令和7年2月定期支給期については、支払額の端数調整を行うため、下記の金額は変更となる場合があります。 また、お勤めされている方についても、給与等の変動により金額が変更となる場合があります。						
令和7年2月定期支給期(令和7年2月14日)にお支払いする(予定)金額				250,293 円 ⑬		
※ 金額につきましては、現時点での情報をもとに計算をしていますので、変更になりましたら、改めて「年金支払通知書」をお送りします。						
お問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の年金証書記号番号をお知らせください。 A-10-00-123456-7						

1. 「年金額改定通知書」の見方は、次のとおりです。

① 年 金 の 種 類

決定を受けているすべて（退職等年金給付を除く）の年金の種類を記載しています。

② 年 金 額

令和6年4月からの年金額を記載しています。

③ 年 金 支 給 額

実際に支給される年金額を記載しています。

④ 備 考

年金額の一部（または全部）が支給停止されている場合は、その理由を記載しています。



2. 「年金支払通知書」の見方は、次のとおりです。

※ 令和6年6月送金分の年金から、定額減税が行われます。

⑤ 支 払 額

「課税の対象となる年金」・「非課税の年金」のそれぞれ2か月分（定期支給期分）の金額を記載しています。

⑥ 介 護 保 険 料

年金から介護保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑦ 国保・後期高齢者 保 険 料

年金から国保・後期高齢者保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑧ 退職一時金返還額

年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を記載しています。

⑨ 所得税額および 復興特別所得税額

年金から所得税および復興特別所得税が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑩ 個人住民税額

年金から個人住民税が徴収される方は、その金額を記載しています。
なお、令和6年10月からは、個人住民税と合わせて森林環境税を特別徴収することになります。

⑪ 控 除 額

年金から過払金等が控除される方は、その金額（マイナスの場合は未済金額）を記載しています。

⑫ 差 引 支 払 額

⑤支払額から上記⑥～⑪までを差し引いた金額を記載しています。
(注) ⑥～⑪の金額については、該当する方のみ表示されます。

⑬ お 支 払 い す る (予 定) 金 額

毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数が生じる場合は、端数調整後の金額を記載しています（端数調整が生じない方については、この欄の記載はありません）。